

〈前回のおさらい〉

第 2 回利根町自治基本条例検討委員会（自治基本条例とは何か、復習）

2018 年 9 月 19 日

流通経済大学 法学部 加藤 洋平

1. 自治基本条例とは何か

自治基本条例の今日的意味（神原勝）

- I **市民主権**の民主的な自治体運営と質の高い政策活動を推進するために、
- II 条例によって、必要な理念、理念を具現する**基幹的な制度、制度を動かす原則**を総合的、体系的に整備し、
- III この条例に当該自治体の**最高法規ないし最高条例**としての位置を与えたもの

2. 条例に規定される項目

➤ いわゆる、「まちの憲法」 最高法規性

神奈川県川崎市 自治基本条例 第 2 条

- ・ この条例は、本市の自治の基本を定める**最高規範**であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

➤ 自律した自治体運営、行政の責務

- ・ 地方分権時代、法の解釈、政策形成、まちづくりは自治体が自律して行う必要がある。
- ・ 民主的な自治体運営：権力者への統制。条例において自治体運営のルールを明確に規定しておくことで、権力者はそれを遵守しなければならないことになる。

➤ 住民自治

- ・ 住民自治、住民主体によるまちづくりの更なる推進。住民参加、協働、住民への情報公開など、住民主体のまちづくりの指針を明確にする。

➤ 自治体の制度、理念

- ・ 議会の責務、住民投票、情報共有、災害対応、総合計画

3. 制定に向けて

➤ これまでの取り組みの再確認

- ・ 他自治体の条例を参考にし、そのまま条文に規定しても意味がない。
- ・ 策定する自治体のこれまでの取り組み（制度）、特徴（自治体の個性）を再確認し、それを条例にできる限り盛り込む。
- ・ 自治体の基本方針をつくる唯一の機会ともいえる。

➤ 中長期的将来の展望

- ・ 現状を再確認するだけでなく、長期的なビジョン、今後における自治体の目標も明確に規定する必要がある。